平成２２年（フ）第８３号
岐阜県多治見市幸町６丁目３番地の２　マーブル幸ケ丘Ｃ－２、従前の住所岐阜県瑞浪市学園台１丁目８番地の３
破産者　田口　雄二
1　決定年月日　平成22年８月９日
2　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２２年（フ）第８６号
岐阜県恵那市明智町402番地９
破産者　小澤　正光
1　決定年月日　平成22年８月９日
2　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２２年（フ）第９１号
岐阜県多治見市旭ケ丘８丁目29番地の３　県営住宅Ａ1614、従前の住所愛知県小牧市大字北外山1641番地　マイタウン102号
破産者　水野　仁志
1　決定年月日　平成22年８月９日
2　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２２年（フ）第２５０号
兵庫県姫路市勝原区朝日谷308番地１、従前の住所兵庫県揖保郡太子町矢田部301番地12
破産者　本多　正敏
1　決定年月日　平成22年８月９日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第３０４号
兵庫県赤穂市中広1576番地の32　県営千鳥高層住宅１―102
破産者　片山喜久雄
1　決定年月日　平成22年８月９日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第２９号
奈良県五條市今井２丁目９番10号
破産者　松浦　正代
1　決定年月日　平成22年８月９日
2　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所五條支部

平成２２年（フ）第４０号
和歌山県田辺市東山２丁目25番７号
破産者　小川　京子（旧姓橋本）
1　決定年月日　平成22年８月９日
2　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２２年（フ）第４４号
和歌山県田辺市むつみ10番17号、開始決定時の住所和歌山県西牟婁郡上富田町朝来956番地の12
破産者　橋本　健二
1　決定年月日　平成22年８月９日
2　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２２年（フ）第４５号
和歌山県田辺市むつみ10番17号、開始決定時の住所和歌山県西牟婁郡上富田町朝来956番地の12
破産者　橋本　幸代
1　決定年月日　平成22年８月９日
2　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２２年（フ）第１０８号
山口県山陽小野田市大字山野井2623番地８県営住宅１棟303号
破産者　濵田　　弥
1　決定年月日　平成22年８月９日
2　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所宇部支部

平成２２年（フ）第２２７号
香川県高松市福岡町４丁目23番16号
破産者　中西千恵美（旧姓濵上）
1　決定年月日　平成22年８月９日
2　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第２５０号
愛媛県松山市立花３丁目８番24号　中野倉庫第３ビル343号
破産者　伊吹　眞弓
1　決定年月日　平成22年８月９日
2　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第２５５号
愛媛県伊予郡松前町大字永田45番地６
破産者　浅野　愛美
1　決定年月日　平成22年８月９日
2　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第２７１号
愛媛県松山市余戸南３丁目３番３号
破産者　井上　美香
1　決定年月日　平成22年８月９日
2　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第４４号
佐賀県唐津市呼子町殿ノ浦779番地３　殿ノ浦西市営住宅
破産者　佐々木孝広
1　決定年月日　平成22年８月９日
2　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２２年（フ）第４８号
佐賀県唐津市和多田天満町２丁目８番303号　市営アパート
破産者　中野　直也
1　決定年月日　平成22年８月９日
2　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２２年（フ）第５０号
長崎県島原市新山１丁目8716番地２　花の丘団地ゆり103号
破産者　吉岡美代子
1　決定年月日　平成22年８月９日
2　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所島原支部破産係

更　生　計　画　認　可

平成２１年（ミ）第７号
栃木県宇都宮市上横田885番地
更生会社　栃木重建株式会社
1　決定年月日　平成22年８月３日
2　主文　本件更生計画を、別紙のとおり変更したうえで認可する。
3　理由　本件更生計画案は、更生債権者の組においては、可決に必要な法定の議決権額を有する者の同意が得られたが、更生担保権者の組においては、その同意が得られなかった。
本件更生計画案に定める更生担保権者に対する弁済条項については、別紙のとおり変更することにより、会社更生法200条１項４号に掲げる要件を満たすものと認められる。
そこで、本件更生計画案を別紙のとおり変更したうえで、同法199条２項により、これを認可することとし、主文のとおり決定する。
（別紙）

更生計画案の該当箇所	【変　更　後】	【変　更　前】
８頁26行目	Ｂ　管財人は、当該担保目的物（別表14整理番号１乃至５記載）を一括して売却する場合において、当該担保目的物の「担保弁済額」が確定更生担保権額に満たない金額となる価格（但し、当該担保目的物に係る「担保弁済額」が確定更生担保額の60％相当額以上となることを前提とする。）による売買については、裁判所の許可を得る前に、当該担保目的物の更生担保権者に対し、売却予定価格を含む売却条件等を通知（以下「売却条件通知」という）する。	Ｂ　管財人は、当該担保目的物の「担保弁済額」が確定更生担保権額に満たない金額となる価格による売買については、裁判所の許可を得る前に、当該担保目的物の更生担保権者に対し、売却予定価格を含む売却条件等を通知（以下「売却条件通知」という）する。